

生物多様性オフセットの国際潮流

田中 章
東京都市大学環境情報学部准教授

国際社会では「生物多様性オフセット」のデファクトスタンダードを作る動きがある。BBOP (Business and Biodiversity Offset Program) である。BBOP とは、生物多様性オフセットのガイドラインを作成したり、各国でのパイロット的な生物多様性オフセット事業の紹介を通して、適切な生物多様性オフセットの普及を目指す、企業、政府機関、科学者、NGO などの国際的パートナーシップだ。

英蘭ロイヤル・ダッチ・シェルや UNDP (国連開発計画)、IUCN (国際自然保護連合)、米魚類野生生物局など世界中から 40 団体が参加している。

昨年(2012年)の生物多様性条約第 9 回締約国会議 (COP9) の決議には、民間企業が取り組む最優先事項として、「BBOP と協力して生物多様性オフセットのケーススタディーや各種ガイドライン、さらには国や地域の関連政策の枠組み作りを COP10 に向けて作成する必要性」が明記された。

生物多様性オフセットは、70 年代に米国で「代償ミティゲーション」として盛んになり、その後 EU やオセアニアに広がった。これらの国ではオフセットやノーネットロス(No Net Loss)を国内法制度として義務づけている。とはいえ、それらは主に公共事業に対してであり、民間企業は CSR としても自主的に取り組んでいる。このため民間企業の生物多様性オフセットに関して、世界共通の理念と方法論が必要になってきた。

BBOP は COP10 に向けて、IAIA (国際影響評価学会) や IUCN などと協力しながら、生物多様性オフセットの 理念、 デザインハンドブック、 費用便益ハンドブック、 実施ハンドブック、 パイロット事業ケーススタディー、 生物多様性オフセットと環境アセスメント、を作成して公表している。

米国では既に、第三者がオフセット事業を行い、その成果を開発事業者(Developer)に売るミティゲーション・バンキングが活発に行われている。BBOP は今後、この仕組みを支援していく予定だ。

日本でも、民間企業の CSR 活動に対してノーネットロスなどの生物多様性評価基準の必要性が議論され始めた。生物多様性オフセットに関する国内法制度は未整備だが、それを志向した活動は日本でも実績があり、今後 BBOP に取り組む企業や公共団体(Stakeholder)が出現することを期待したい。